対応マニュアル 改訂版







2022 年度 価値を認めあう社会へ

対応マニュアル

目 次

١.	対応マニュアルのねらい	2
Π.	対応マニュアルの活用方法	3
Ш.	下請代金支払遅延防止法と独占禁止法	5
	下請代金支払遅延防止法とは?	
	独占禁止法とは?	
IV.	法令違反となる可能性がある取引条件の点検	14
	法令違反となる可能性がある 12 課題とは?	
٧.	下請取引の適正化について親事業者等への要請	21
VI.	下請ガイドラインと自主行動計画の策定	24
VII.	受注者の取引条件改善ノウハウ	27
VIII.	自社の取引状況を点検	32
IX.	自社の対応策	36
Χ.	取引環境の改善に向けた取り組み	41
参考		47

I. 対応マニュアルのねらい

JAMにおける「ものづくり企業ブランド」は、下請取引を受発注する企業間取引によって、高 品質で安心・安全な製品やサービスを形成してきました。この高い品質を維持するコストは、適正 な形で社会によって負担される必要があり、品質に見合った適正な価格を支払うという取引慣行を、 我が国の産業全体に定着させることが極めて重要です。

他方、取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に自社に有利な取引条件を強要することが存在していることも事実です。「ものづくり企業ブランド」を守り、我が国の産業が競争力を維持していくためには、親事業者が下請事業者にコストやリスクをしわ寄せするのではなく、当事者同士が相互に恩恵を受ける関係を作りあげることが重要なのです。

JAMでは 2020 年に「価値を認めあう社会へ対応マニュアル」を作成し、法令違反となる取引 行為や、取引改善ポイントを具体化することで、取引を受発注する企業の公正な取引慣行の実現に 向けた取り組みを、JAM全体で展開しています。

一方、政府も成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益が得られるよう環境整備を行うとしています。そのため、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を築くための取り組みとして 2021 年 12 月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会)」をとりまとめ、2021 年 3 月には「下請中小企業振興法の改正」が行われました。

さらに、中小企業庁は毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と位置付けるとともに、パート ナーシップ構築宣言の推進など、積極的な発注側企業と受注側企業との適正な企業間取引の実現 を推進しています。

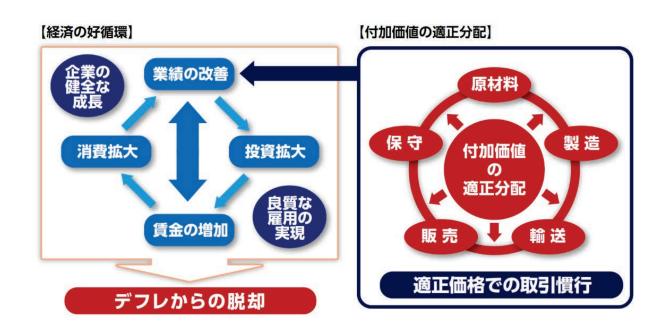
今、私たちが実現しなければならない課題は、製品の価値(公正取引)と労働の価値(賃金水準)を正しく評価させ、互いに価値を認めあう社会の実現にあります。JAMは、機械・金属分野の中小・ものづくり産業労働組合として「価値を認めあう社会へ」の実現をめざして、引き続きイニシアティブを発揮した運動に取り組んでいきます。

下請等中小企業の取引条件への取り組みについて	Q 検索
「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画	Q 検索
下請適正取引等の推進のためのガイドライン	Q 検索
パートナーシップ構築宣言等に関する現状と今後の取り組み	Q 検索

II. 対応マニュアルの活用方法

まずは、対応マニュアルを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、自社にどのような取引環境が存在するのかについて、労使で認識していただき、その改善へ向けて「何が必要か」「何をしなければいけないのか」など、具体化するための一助としてご活用ください。

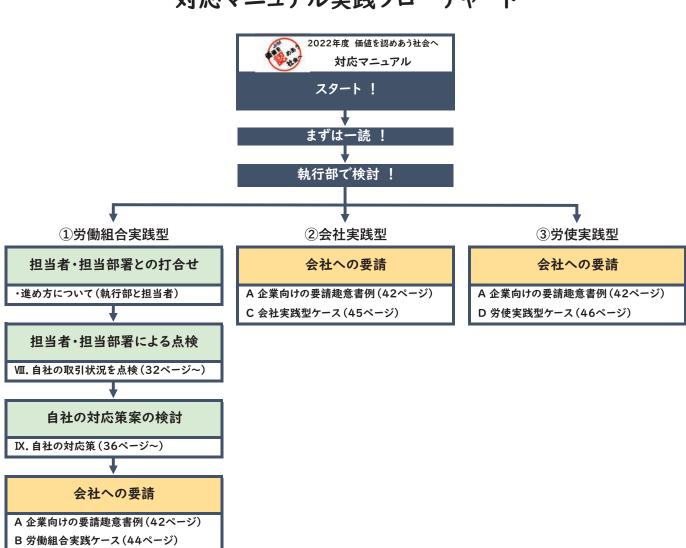
進め方として、①労働組合が担当者や担当部署の組合員を通じて点検する場合や、②労働組合が会社へ要請して担当者や担当部署を点検してもらう場合、③労使で委員会を立ち上げて点検していく場合など、進め方は様々ですが、浮き彫りになった取引課題を労使で計画的に改善していくプロセスがとても重要です。具体的な問題行為を理解し、取引環境の改善を具体化していくことで、製品や労働の価値が適正に認められ、企業の健全な成長と発展、経済の好循環が実現できるのです。



一方、下請法や独占禁止法の遵守し、ビジネスパートナーである下請事業者と良好な関係を築くことで、企業競争力が向上します。サプライチェーン全体で、取引環境の改善を促進し「買いたたき・しわ寄せ」等を「しない・させない」を定着し、下記の PDCA サイクルが定着することをめざしていきます。



対応マニュアル実践フローチャート



Ⅲ、下請代金支払遅延防止法と独占禁止法

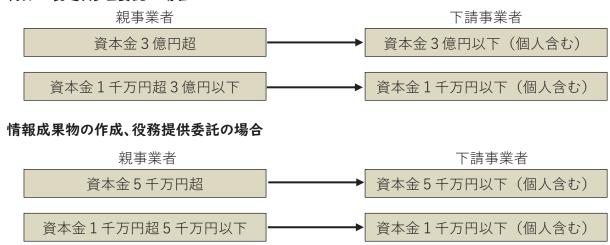
下請代金支払遅延防止法とは?

下請事業者の利益を保護し、取引の適正化を推進するために、「下請代金支払遅延等防止法」を公正取引委員会と連携し、運用しています。

法律の適用範囲

親事業者が下請事業者に物品の製造、修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成又は役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を委託したときに適用されます。親事業者・下請事業者とは、お互いの資本金額によって決まります。

物品の製造、修理委託の場合



親事業者の義務と禁止事項

親事業者の義務

書面(注文書)の交付及び 書類の作成・保存義務	 ・下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面(注文書)を下請事業者に交付すること。(下請法第3条) ・注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。(下請法第5条)
下請代金の支払期日を定 める義務及び遅延利息の 支払義務	・下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。(下請法第2条の2) ・支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者か

ら物品等を受領した日から起算して 60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率 14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。(下請法第 4 条の 2)

親事業者の禁止行為

受領拒否	納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。(下請法第4条第1項第1号)
下請代金の支払遅延	支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。(下請法第4条第1項第2号) 例えば以下の行為は禁止行為に当たります。 一受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。
下請代金の減額	下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。 (下請法第4条第1項第3号)(減額の名目、方法、金額の多少、下 請事業者との合意の有無を問わない。) 例えば以下の行為は禁止行為に当たります。 -単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。 -手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、 その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相 当額を超える額を減ずること。
返品	取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)
買いたたき	同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号) 例えば以下の行為は禁止行為に当たります。 - 最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注すること。 - 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。 - 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大

	幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。 - 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。
物の購入強制・役務の利用強制	正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)
報復措置	下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)
有償支給原材料等の対価の早期決済	親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)
割引困難な手形の交付	下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号) 手形等のサイトは、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目処として可能な限り速やかに60日以内とすることとされている。(通達:令和3年3月31日(公取企第25号及び20210322中庁第2号))
不当な経済上の利益の提供要請	下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)
不当な給付内容の変更・やり直し	下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

ポイント解説 下請法

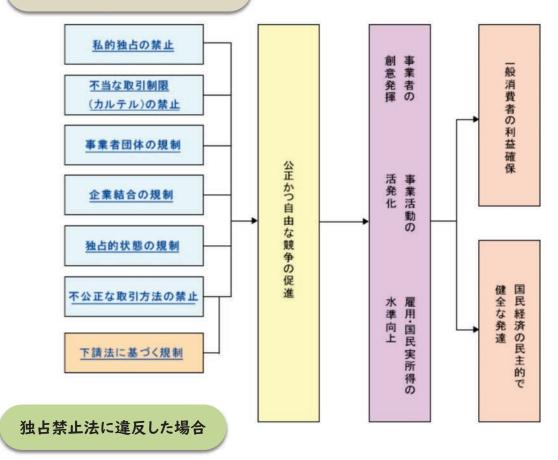
〇、検索

独占禁止法とは?

独占禁止法の正式名称、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。この独占禁止 法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにする ことです。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安 くて優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとしますし、消費者は、ニーズに合った商品を選択す ることができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることになります。このような 考え方に基づいて競争を維持・促進する政策は「競争政策」と呼ばれています。

また、独占禁止法の補完法として、下請事業者に対する親事業者の不当な取扱いを規制する「下請法」があります。

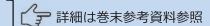
独占禁止法の目的と規制内容



- 1. 公正取引委員会では、違反行為をした者に対して、その違反行為を除くために必要な措置を命じます。これを「排除措置命令」と呼んでいます。
- 2. 私的独占、カルテル及び一定の不公正な取引方法については、違反事業者に対して、課徴金が課されます。
- 3. カルテル、私的独占、不公正な取引方法を行った企業に対して、被害者は損害賠償の請求ができます。この場合、企業は故意・過失の有無を問わず責任を免れることができません(無過失損害賠償責任)。
- 4. カルテル、私的独占などを行った企業や業界団体の役員に対しては、罰則が定められています。

中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するためこれまでの法律に加え、さまざまな施策や法改正が行われています。

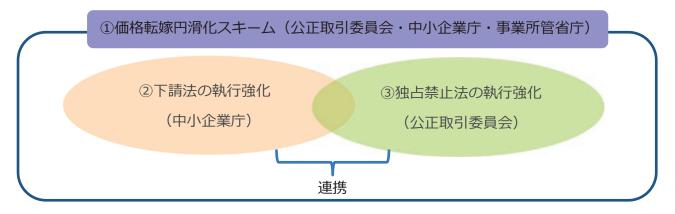
- 1. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
- 2. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正(令和3年3月)
- 3. 価格交渉促進月間の設置
- 4. パートナーシップ構築宣言



1. パートナーシップによる価値創造のための価格円滑化施策パッケージ

概要

- 2021 年 12 月 27 日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられました。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、毎年1月から 3月までを「転嫁対策に向けた集中取り組み期間」と定めるなど、政府横断的な転嫁対策に取り組み ます。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、事業所管省庁と緊密に連携を図り、下請事業者から寄せられた情報 も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取り組みを進めていきます。



①価格転嫁円滑化スキームの創設(公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁)

- 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みの創設
 - 関係省庁連絡会議を内閣官房に設置するなど年度内に速やかに仕組みを創設し、2022 年 6 月までに報告書を取りまとめ、その後、自主点検の要請や重点立入調査を実施。
 - ○公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請を 受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報 を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を HP に開設し、広範囲に情報提供を受け付け
 - ○年度末までに把握した情報に基づき、業種別状況等についての報告書を取りまとめ
 - ○法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、 事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を実施
 - ○これらの情報に基づき、重点立入業種として、毎年3業種を定めて立入調査を実施

違反行為情報提供フォーム

、検索

②下請法の執行強化(公正取引委員会・中小企業庁)

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が<u>「買いたたき」</u>に該当するおそれがあることの明確化【2022 年 1 月 26 日措置済】(公正取引委員会)
 - ▶ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映 の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来 どおりの取引価格に据え置くこと
 - ▶ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと

☑ ポイント

労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分を価格の交渉の場において明示して協議すること。価格転嫁をしない理由を文書や電子メールで明示する義務など「買いたたき」に対する具体的な防止措置が追加されました。

- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル (0120-060-110) の更なる周知徹底【実施中】(公正取引委員会)
- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で改善報告書の提出を求める【2022 年度内に速やかに開始】(公正取引委員会・中小企業庁)
- 違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去の措置実績や関係 省庁が提供する情報などを一元的に管理できる情報システムを新たに構築【準備中】(公正取引委員 会)

③独占禁止法の執行強化(公正取引委員会)

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、下請法の適用対象とならない取引も含めて、新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施。関係事業者に対し、立入調査の実施や、具体的な懸念事項を明示した文書を送付【関係省庁からの情報提供も踏まえて 2022 年度内に業種選定し、2023 年度速やかに調査開始】
- 優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、必要な是正措置を講じてきたが、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、上記の問題業種における関係事業者に対して機動的な調査と文書送付を行い、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図っていく。【2022 年 2 月 16 日設置済】
- 大企業とスタートアップとの取引に関する調査を実施。関係事業者に対し、立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【2023年度速やかに調査開始】
- 今後の検討課題

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定以来の運用実績等も参考にし、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討する。

2. 下請中小企業振興法「振興基準」の改正(令和3年3月)

改正事項

- - ・取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施
 - ・「契約書ひな形」に基づく取引の実施
- ●手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善 (デ) P13 下請代金の支払手段について 参照
 - ・手形等サイトについて、60日以内とするよう努める
 - ・割引料等のコストについて、親事業者と下請事業者が具体的に検討できるよう、下請代金 の額と分けて明示すること

●親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備

・申し出やすい環境の整備のため、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議 の申し出があった場合には、これに応じるものとする

●フリーランスとの取引

・下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン (内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」を踏まえた適切な取引を行うこと

知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について

概要

中小企業庁では、令和2年7月に有識者を交えた「知的財産取引検討会」を設置し、知的財産における取引の問題事例の整理を行うとともに、知的財産取引を適正に推進するための対応策について議論してきました。これを踏まえ、問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、今般「知的財産取引に関するガイドライン」を作成しました。

また、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたものとして、当該ガイドラインと併せ、契約書のひな形を作成しました。

ガイドラインのポイント		
【契約締結前】	・相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾なく、取得、又は、開 示を強要しない	
	・相手方の意思に反して、秘密保持契約締結無しに、相手方の秘 密を知り得る行為をしない	
【試作品製造・	・無償の技術指導・試作品製造等の強制をしない	
共同開発等】 	・承諾がない知的財産やノウハウ等の利用をしない	
	・共同開発の成果は、技術やアイディアの貢献度によって決めら れることが原則、これと異なる場合は相当の対価を支払う	
【製造委託・製造販売・ 請負販売等】	・製造委託本来の目的に照らして、合理的に必要と考えられる範囲を超えて、相手方の技術情報等の提供を求めない。これを求める場合には相当の対価を支払う	
	・製造委託の目的物とされていない、金型の設計図面、CAD データその他技術データの提供を当事者の意に反して強制しない	
	・監査や品質保証等の観点から秘密情報の開示を受ける必要がある場合には、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明確にし、 その目的を超えた秘密情報の取得をしない	
【特許出願・知的財産権の 無償譲渡・無償許諾】	・取引と直接関係のない、又は、独自に開発した成果について、 出願等に干渉しない	
	・相手方に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社 への単独帰属を強要しない。また相手方の知的財産権の無償実 施を強制しない	

・一方当事者(例.中小企業)のみが秘密保	・共同開発によって得られた知的財産権の帰
持義務を負うのではなく、両当事者が公平	属は原則として共有とし、持分比率は発明
に秘密保持義務を負う	等への貢献比率を貢献に応じて、協議して

共同開発契約書

に秘密保持義務を負う ・当事者が知的財産に対する意識を高めるためにも、相互に守るべき秘密を指定する

契約書ひな形のポイント

秘密保持契約書

- めにも、相互に守るべき秘密を指定する (特に中小企業が従来から保有している技術・ノウハウについて)
- ・相手方に情報提供をしたことをもって、権 利や利益についてまで、相手方に譲渡する ことにはならない
- ・技術・ノウハウに関して意に反した情報提 供義務を負わない
- 決める ・共同開発によって得られた知的財産権の実施については、条件や費用を協議する。特に、一方当事者が不実施を誓約する場合
- (中小企業を想定)には、対価を支払う・取引とは直接関係なく、又は、一方当事者 (例. 中小企業)が相手の秘密情報に依拠 せず独自に開発した発明は、発明した者
- ・両当事者が秘密保持義務を負う

(中小企業) に帰属する

・技術・ノウハウに関して意に反した情報提供義務を負わない

12

知的財産権等の取扱いに関する契約 (開発委託契約) 書

- ・従来から保有する知的財産権や委託契約後 に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発を して得られた知的財産権は、その当事者に 帰属する
- ・開発委託の目的とする成果は、報酬や費用 等の支払によって、発注者に移転する
- ・開発を受託している場合でも、ノウハウや 知的財産等の意に反した秘密情報の開示義 務を負わない

知的財産権等の取扱いに関する契約(製造委託 契約)書

- ・相手の技術やノウハウについて、発注者・ 受注者ともに秘密保持義務がある
- ・従来から保有する知的財産権や委託契約後 に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発を して得られた知的財産権は、その当事者に 帰属する
- ・製品の製造を受託している場合でも、ノウ ハウや図面等の意に反した秘密情報の開示 義務を負う訳ではない

下請代金の支払手段について(令和3年3月31日)

概要

政府は、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、平成 28 年 12 月に発出した「下請代金の支払手段について(平成 28 年 12 月 14 日 20161207 中第 1 号・公取企第 140 号)」を見直す方針を示しました。

こうした方針に基づき、令和3年3月31日、中小企業庁と公正取引委員会において、次のような内容を新たに発出し、親事業者から率先して取り組むことを要請しました。

要請のポイント

- (1) 下請代金の支払は可能な限り現金で行うこと。
- (2) 手形等により下請代金を支払う場合は、手形等の現金化に係る割引料等を下請事業者に負担させることがないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定すること。また、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストを検討できるよう、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すること。
- (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。
- (4)(1)~(3)の内容は、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

☑ ポイント

「代金の支払は可能な限り現金で」「手形サイトは60日以内」への移行の目途は3年以内となっていますが、できるだけ早めに親事業者と協議を行いましょう。

IV. 法令違反となる可能性がある取引条件の点検

法令違反となる可能性がある取引事例を紹介します。まず、12 課題のそれぞれについて、自社の取引環境に存在しないかを確認します。その上で、対応の方向性と、具体的な対応策を確認し、望ましい取引環境の実現に向けて取り組みましょう。

法令違反となる可能性がある 12 課題とは?

1. 合理的説明のない価格低減要請

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引 価格を不当に定めることは、下請代金支払遅延等防止法(似下、「下請法」という。)や私的独占の禁 止及び公正取引の確保に関する法律(似下、「独占禁止法」という。)に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 発注者の事情のみをもって、価格の引き下げを要請されている(している)。
- □ 不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な価格低減か要求されている(している)。
- □ 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格が引き下げられている(下げている)。
- □ 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がないにもかかわらず、受注 者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価へ反映させられている(させている)。

対応の方向性

"合理的な根拠をもとに、取引価格を設定する"

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への反映

労務費、原材料価格、エネルギーコストなどの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格が据え置かれていませんか(据え置いていませんか)。
- □ 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けられていませんか(押し付けていませんか)。

対応の方向性

"外的環境をふまえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト などの上昇を考慮して、取引価格を設定する。"

3.型の無償での保管・管理 ※ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管理させられていませんか(させていませんか)。
- □ 当初想定していない、保管に伴うメンテナンスなどを無償でさせられていませんか(させていませんか)。
- □ 発注者は、型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を受け取っていますか(していますか)。発注者が応諾した場合、破棄費用は支払われていますか(支払っていますか)。

対応の方向性

"量産終了後の型を、一定期間を越えて無償で保管しない(させない)。"

4. 量産品と同じ単価での補給品販売の要請

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等 単価で発注するなど、取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあ ります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 量産終了後に補給品として発注されたにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定されて いませんか(していませんか)。
- □ 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、発注者側の一方的な単価設定 ルールによる契約がなされていませんか(していませんか)。
- □ 補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書面が発注者から交付されていますか(していますか)。

対応の方向性

"量産が終了した補給品は、補給品価格で提供する(させる)。"

5. 大量発注を前提とした単価設定量産品と同じ単価での補給品販売の要請

大量発注を前提とした見積りに基づいて取引単価を設定したにもかかわらず、見積り時よりも少ない数量を見積り時の予定単価で発注することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※() は発注者側の点検ポイント

- □ 当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見 積り時の単価で発注されていませんか(していませんか)。
- □ 見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者の都合で少ないロットが発注されていませんか(していませんか)。

対応の方向性

"発注者の都合による取引条件変更で生じたコストを、

自社のみで負担しない(させない)。"

6. 合理的な理由のない指値発注

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、 下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 発注者の事情のみをもって指値発注を要請されていませんか(していませんか)。
- □ 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価が据え置かれていませんか(据え置いていませんか)。
- □ 単価があいまいなまま発注され、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。
- □ 厳しい短納期で発注され、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。
- □ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮されずに、取引価格が定められていませんか(定めていませんか)。



対応の方向性

"合理的な根拠をもとに、取引価格を設定する。"

7. 発注者が負担すべきコストの受注者負担

発注者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、受注者 にそのコストを不当に負担させることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の下請代金で納入していませんか(させていませんか)。
- □ 発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していませんか(させていませんか)。また、その際にその費用を受注者が負担していませんか(させていませんか)。

対応の方向性

"発注者の都合による取引条件変更で生じたコストを、 自社のみで負担しない(させない)。"

8. 割引困難な長期手形の交付

120 日(繊維業の場合は 90 日)を超えるサイトの手形など、下請代金の支払期日までに一般の金融機関※による割引を受けることが困難な手形の交付は、下請法に違反するおそれがあります。

なお、下請代金の支払いについて中小企業庁および公正取引委員会では、できる限り現金払いと することなどを親事業者に要請しています。(平成28年12月「下請代金の支払手段について」通達)

※預貯金の受け入れと資金の融通をあわせて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 手形サイトが120日を超える長期手形(繊維業の場合は90日を超える長期手形)で下請代金の支払いを受けていませんか(受けさせていませんか)。
- □ 金融機関から割引を受けられない手形を発注者から交付されていませんか(していませんか)。
- □ 手形の現金化にかかる割引料などのコストを受注者側で負担していませんか(させていませんか)。

*ただし、下請中小企業振興法「振興基準」の改正に伴い以下(1)~(3)の内容は、おおむね3年 以内を目途として、可能な限り速やかに実施することとされています。

下請代金の支払手段に係るポイント

- (1) 下請代金の支払は可能な限り現金で行うこと。
- (2) 手形等により下請代金を支払う場合は、手形等の現金化に係る割引料等を下請事業者に負担 させることがないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定すること。また、 親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストを検討できるよ う、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すること。
- (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。

プラ P13 下請代金の支払手段について 参照

対応の方向性

"支払いは原則現金により実施し、

手形を使用する場合でも条件を適切に設定する。"

"「代金の支払は可能な限り現金で」「手形サイトは 60 日以内」への 移行の目途は3年以内となっているが、

できるだけ早めに親事業者と協議う。"

9. 製品の図面などの技術情報の無償提供

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するよう要請するなど、 受注者の利益を不当に害することは、下請法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわら ず、製品の納入にあわせて発注者から製品の図面などの技術情報を無償で提供するよう、発 注者から要請されていませんか(していませんか)。
- □ 無償で提供した製品の図面などの技術情報を転用して、発注者が、別の見積り額の安い業 者に発注されていませんか(していませんか)。
- □ 無償で提供した製品の図面などの技術情報のデータを用いて、発注者が、特許申請をされて いませんか(していませんか)。

対応の方向性

"ノウハウの管理を徹底し、

提供する場合でも適切な対価を要求する(支払う)。"



「テ P11 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形 参照

10. 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 当初の発注から設計や仕様か変更され、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者が負担していませんか(させていませんか)。
- □ 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更が 指示され、当初の発注内容で製造された仕掛り品の受領を拒否されていませんか(していま せんか)。

対応の方向性

"発注者の都合による取引条件変更で生じたコストを、

自社のみで負担しない(させない)。"

11. 発注者の都合による受領拒否

発注者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、受注者の利益 を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 発注者の受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込んだ商品を持ち帰るよう要求されたり、納期より遅く納品するよう指示されていませんか(していませんか)。
- □ 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品が返品されていませんか(していませんか)。
- □ 発注者による月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を断られたり、返品されていませんか(していませんか)。
- □ 単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返品されていませんか(していませんか)。

対応の方向性

"発注者の都合による製品の受領拒否や返品には 可能な限り応じない(要求しない)。"

12. 従業員派遣や自社商品購入の強要

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

点検ポイント ※ () は発注者側の点検ポイント

- □ 派遣費用を負担することなく、自社の従業員を発注者側に派遣させ、発注者の利益にしかならない業務を受託していませんか(させていませんか)。
- □ 取引に影響力のある発注者側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていませんか(していませんか)。

対応の方向性

"発注者側に自社の従業員を派遣する際は、派遣の条件を適切に設定する。また、取引と関係のない製品やサービスの購入に関する発注者からの要請には、可能な限り応じない(要求しない)。"

V. 下請取引の適正化について親事業者等への要請

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、下請法の普及啓発を行っています。さらに、「成長と分配の好循環」の実現には、下請事業者の取引環境の改善が必要不可欠であるという問題意識の下、政府を挙げて下請取引に対する監督体制の強化に取り組むとして、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による文書で下請取引の適正化について要請が行われました。

1. 中小企業の取引環境

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことのないほど、厳しい経営環境に直面した。また、足下では原油価格が高騰する中、円安傾向も相まって、原材料・エネルギーコストが上昇していることも中小企業・小規模事業者にとって大きな打撃である。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等に ついて一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で 支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要である。

2. 下請代金支払等の適正化

令和3年3月に、親事業者による下請代金の支払について以下の事項を旨とした通達を発出 した。

- 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

手形等のサイトを60日以内とすることなど、上記については、おおむね3年以内(令和6年(2024年)まで)を目途として、可能な限り速やかに実施することとされている。

さらに、産業界及び金融界による自主行動計画の策定・改定を求めることで、5年後(令和

8年(2026年))の約束手形の利用の廃止に向けた取り組みを促進することが閣議決定されている(令和3年6月18日)。

また、令和2年1月及び令和3年3月に下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の「振興基準」を改正した。

P11 『下請中小企業振興法「振興基準」の改正』 参照

3.「価格交渉促進月間」の実施

令和3年10月からの最低賃金額の改定を含む労務費や原材料費等の上昇等の下請価格への 適切な反映を促進するため、同年9月に「価格交渉促進月間」を初めて実施し、受注側企業か ら発注側企業に対して積極的な価格交渉が行われるような環境の整備を推進した。現在、受注 側企業に対して大規模な状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、下請取引の適正化を推 進する。

さらに、公正取引委員会では、令和3年9月8日、この「価格交渉促進月間」における活動の一環として、最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定した。今後も引き続き、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に基づく取り組みを着実に実行に移すとともに、さらなる取り組みを検討・実施する。

貴団体においても、受注側企業と発注側企業との間で積極的な価格交渉を行うとともに、受 注側企業への不当なしわ寄せが生じないよう、発注側企業となる会員に対して周知徹底するよ う要請する。

4. 働き方改革

令和元年4月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、令和2年4月より中小企業に対しても同規制が適用された。人手不足が深刻化している中、中小企業における働き方改革への対応は、重要な経営課題の一つとなっている。政府を挙げて働き方改革を推進しているが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取り組みの影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられる。

そのため、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請事業者に対する 適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などのしわ寄せを生 じさせることにより、下請事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

貴団体においても、下請事業者に対して発注を行うに当たっては、下請法等の違反にもなり 得るしわ寄せを生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請する。

5. 災害時における取引条件

令和3年8月の豪雨による災害によって、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、昨今では、台風や前線を伴った低気圧などがもたらす大雨によって河川の氾濫や土砂災害が発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の事業者に影響が広がっている。

貴団体においても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い下請事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請する。

6. 親事業所が順守すべき事項についての周知徹底等のお願い

貴団体においても、下請事業者の置かれている取引環境を理解いただき、下請事業者と協議 をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、 親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう協力をお願いする。

特に、親事業者に対する周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請する。

また、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けた取り組み方針を、企業の代表者が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進している。より多くの企業が宣言することで、大企業も中小企業も付加価値に基づく適正な取引を尊重する機運が醸成されるため、貴団体においも、当該宣言を積極的に行うよう、会員に対する働きかけをお願いする。

7. 親事業主の遵守すべき事項

P5 「親事業者の義務と禁止事項」 参照

VI. 下請ガイドラインと自主行動計画の策定 (2022 年 5 月時点)

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者と親事業者との間で、適正な下請取 引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、 下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

自主行動計画は、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、産業界が自主的な行動計画を策定し、毎年フォローアップ調査を行ないます。

2022 年 5 月において、下請ガイドラインは現在 19 業種策定、自主行動計画は現在 19 業種 52 団体策定されています。

【下請ガイドライン策定状況】

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン(素形材産業における適正取引等の推進のためのガイドライン)
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・ 航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガ イドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・ 情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガ イドライン
情報	情報サービス ・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推 進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライントラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業(旧鉄鋼)	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン

製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション 制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のた めのガイドライン
食品	食品製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン〜豆腐・油揚製造業〜 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン〜牛乳・乳製品製造業〜
食品	水産物・水産加 工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
食品	養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

【自主行動計画策定状況】

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	日本金型工業会等 計8団体
	日本建設機械工業会
	日本産業機械工業会
	日本工作機械工業会
機械製造業	日本半導体製造装置協会
	日本ロボット工業会
	日本計量機器工業連合会
	日本分析機器工業会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
繊維	日本繊維産業連盟等 計2団体
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 等 計5団体
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
建材・住宅設備産業	日本建材・住宅設備産業協会

紙・紙加工業		日本製紙連合会全国段ボール工業組合連合会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラ ッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会 日本 DIY・ホームセンター協会
警備業 ※警	察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテン	ツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業 ※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請		日本建設業連合会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業		日本化学工業協会 等 計 6 団体
商社		日本貿易会
金融業 ※約束手形の利用の廃止関係		全国銀行協会
印刷業		日本印刷産業連合会

VII. 受注者の取引条件改善ノウハウ

1. 価格根拠を上手に伝える

【労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇分を価格に転嫁したい場合】

- ① 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇による生産への影響を発注者に説明し、製品価格の見直しを要請する。
- ② 原材料コスト上昇の根拠を明確化するため、原材料の内訳、価格の推移表を作成する。
- ③ 実際に負担したエネルギーコストを提示するため、電気料金の本体価格だけではなく、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額なども含めた電気料金全体のデータを電力会社から収集する。
- ④ 外的要因によるコスト増加について、企業努力で対応可能な範囲を発注者に示し、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者と協議する。

【発注者による価格低減要請・指値発注に対し、適正価格を設定したい場合】

- ① 発注者から求められた品質水準を達成するのにかかるコストを提示するため、必要な工数、技術的難易度、知的財産の対価を発注者に対して説明する。
- ② 自社の価格低減努力をアピールするため、簡易に原価計算を行える原価計算ソフトを用いて、計算プロセスと結果を提示する。
- ③ 自社の生産コストを低減するため、生産工程の改善、品質基準の見直し、物流の改善などの自助努力とともに、受注量の増加がコストダウンに寄与すると試算し、発注者に発注量の引き上げを要請する。(自社への発注比率の増加)

価格交渉で使えるテクニック

~中小企業庁・価格交渉ハンドブックより~

価格交渉を有利に運ぶためには、交渉相手の取引上の立場や手の内を考えておくことが効果的です。価格交渉の場において、意識しておくとよいテクニックを掲載します。

ここでは、値上げを要求する場面を想定していますが、相手から値下げの要請があった場合も値下げ阻止の交渉術として同様のことが言えます。

①交渉の前に準備しておくこと

- ●対象となる製品(部品)固有の情報を整理しましょう。
 - □これまでの販売量と価格の推移、価格変更の理由
 - □原価構成(材料費、加工費、管理費、粗利など)
- ●相手にとって、自社がどのくらい重要な取引先なのか把握しましょう。
 - □現在の競合はどれくらいの価格と品質で製品を提供しているか。
 - □なぜ自社が受注できていたか。
- ●値上げした場合の相手のメリット、または値上げしない場合、相手に生じるデメリットは何か、考えましょう。
 - □価格変更は安定供給や品質安定にどのような影響があるか。

□代案として相手に提案できる価格以外のメリットはあるか。 ●相手との取引関係を確認しましょう。 □下請法か適用される取引か。 □どのくらい相手との付き合い(取引期間)があるか。 □決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか。 □相手への依存度はどのくらいか。 ●「提示価格」と「留保価格」を考慮した上で、目標価格を設定しましよう。 □交渉相手に提示する理想的な価格「提示価格」をどのくらいの金額にするか。 □自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか。 ②いざ交渉を開始しましょう ●交渉のテーブルを設定するよう要請しましょう。 □「価格改定検討のお願い」など、文書を発行し、相手に通知しましょう。 ●目標価格に近づけるよう交渉しましょう。 □事前に整理した情報を把握して交渉に臨み、合理的なデータを提示しましょう。 □値上げの必要性を説明したら、「提示価格」を提案し、相手の反応を見ましょう。売買 の交渉の場では相手に先に提案させる方が有利という見方もありますが、最初に提示 された金額は交渉の範囲を限定する効果があると言われています。 ●必要に応じて、対案・代案を提示しましょう。 □段階的に値上げを進めることを提案しましょう。 □自社で受け入れが可能な取引条件を提示した上で、値上げを提案しましょう。 □取引価格が据え置かれる場合は、相手に引換条件の提案を求めましょう。(材料や製造 工程などの条件変更、など)

対案・代案を考えよう! ~中小企業庁・価格交渉ハンドブックより~

効果的な対案・代案とは、自社にとって有意義であるだけでなく、親事業者が譲歩できる、あるいは、親事業者のニーズに合致する内容であることがポイントです。以下に複数の切り口で効果的な対案・代案となりうる視点をいくつかご紹介します。

切り口	視点例						
	【加工方法・材料変更】						
	より効率的な加工方法や廃棄量の少ない材料への変更を提案する、など						
	【設計変更】						
	より少ない材料で製品が製造できる設計への変更(軽量化など)を依頼する、など						
	【工程見直し】						
原価関連	現加工プロセスにおける無駄を省く提案を行う、など						
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【廃棄物の有価物化】						
	加工プロセスで発生する廃棄物を販売できるようにする許可をもらう、など						
	【省エネ化】						
	より効率的で環境負荷の少ないエネルギー利用の推進を認めてもらう、など						
	【材料費の変動反映依頼】						
	材料費の高騰分を売価に反映できるよう依頼する、など						

切り口	視点例					
	【労務費の変動反映依頼】					
	労務費の上昇分を売価に反映することを承諾してもらう、など					
人件費関連	【メンテナンスフリー化の提案】					
八計頁財建	納品後のメンテナンスが削減される仕様を提案する、など					
	【サービス体制変更の提案】					
	週剰なサ-ビス体制の変更を承諾してもらう、など					

切り口	視点例			
	【包装方法変更】			
	簡易包装化や包装単位の変更を依頼する、など			
物流費関連	【納品頻度変更】			
彻川貝因建	納品頻度や納品数量単位を見直すよう依頼する、など			
	【倉庫の変更】			
	安価で必要十分な倉庫の利用、安価な自社倉庫の有償提供を認めてもらう、など			

切り口	視点例			
	【検査基準見直し】			
検査費関連	不必要に厳しい検査基準の変更を提案する、など			
快且貝因连	【検査方法の変更】			
	過剰な個別検査からロット検査への変更などを提案する、など			

切り口	視点例					
	【最小在庫オペレーションへの変更】					
	双方にとって在庫が最小化される発注計画運用を提案し、リードタイムを短縮さ					
	せる、など					
	【固定費の変動費化】					
調達・	工程の外注化などを提案し、固定費の変動化への協力を仰ぐ、など					
神建· 管理費関連	【自社調達から材料支給へのシフト】					
自 互复民 任	親事業者から製品の材料を支給してもらうよう依頼する、など					
	【材料調達価格折衝への協力依頼】					
	より低単価で材料を購買できるよう、親事業者に協力を仰ぐ、など					
	【不稼動金型への対応依頼】					
	稼動していない金型の管理費を削減するため、必要な対応を依頼する、など					

切り口	視点例				
	【支払条件の変更】				
その他	キャッシュフロー改善を目指し、支払サイトの短縮化を依頼する、など				
ر ۱۳۵۰ د ۱۳۵۰	【保証期間短縮】				
	過剰に長期間となっている保証期間の短縮を依頼する、など				

2. 取引に関するルールを決める

【外的環境の変化に伴って価格を再設定したい場合】

- ① 原材料価格の上昇分を単価に反映できる仕組み(サーチャージ制、価格スライド制など)を導入する。
- ② 一時的な価格引き下げを受け入れる際、一定期間経過後、元の取引価格に戻すことを契約 書や見積書に明記する。

【発注者側の都合による取引条件変更に伴って、価格を再設定したい場合】

- ① 見積価格の前提となる発注数量を明確にし、発注数量が一定水準以上変動した場合は、単価を再設定する旨を見積書に記載する。
- ② 発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数ごとの価格を取り決める。
- ③ 発注者の都合による設計・仕様・納期などの変更が生じた場合、材料費、人件費などの追加費用を発注者が負担する旨を見積書に記載する。
- ④ 型などの当該製品の生産のためだけに製造・購入されるような設備などの費用は、製品単価に上乗せする支払形態ではなく、当該設備にかかる費用を発注者が別途全額支払うように取り決める。
- ⑤ 製品の運送経費について、発着地・納入頻度(回数)などを明確に提示した上で、発注者が負担する輸送料率をあらかじめ見積書に記載する。

【量産終了後の取引条件を改善したい場合】

- ① 量産終了から一定期間経週後、型を廃棄するなどのルールを定め、そのルールをもとに受注者から型の廃棄申請書を提出する旨を契約書に記載する。契約書記載が困難な場合、生産着手後であっても都度協議する。
- ② 一般社団法人日本鋳造協会が作成した「鋳物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」を活用して、発注者が型の保管費用を負担するよう取り決める。
- ③ 量産終了後、速やかにその旨を発注者から通知させ、補給品価格を設定することを見積書や契約書に明記する。
- ④ 補給品支給期間や打ち切り対象とする基準(量産終了後1年経過した段階で、受注が一定数を下回る、など)を書面で定める。

【製品の図面などの技術情報の無償提供による不利益を避けたい場合】

- ① 受注者による図面・ノウハウの提供について、提供費や第三者への開示可否をあらかじめ 決定し、契約書に明記する。
- ② 著作権のある図面にタイムスタンプを押印し、最初に図面を作った受注者に使用権限があ

ることを証明する。

【割引困難な手形の交付を避けたい場合】

- ① 下請代金は、現金もしくは短期手形による支払いを要請する。
- ② 下請法で定める入金起点は「納品日」であることを説明し、検収に関係なく納品後の60日以内に支払いを受ける。
- ③ 下請代金を、前金、中間金、納品後残額と段階的に現金で受領する。
- ④ 手形による支払いについて、手形のサイトは繊維業 90 日以内、その他の業種は 120 日以内がルールであることを発注者に伝え、段階的に 60 日以内とするよう協議する。
- ⑤ 手形の現金化にかかる割引料などのコスト負担を勘案した取引価格となるよう、発注者と受注者の間で十分協議する。
- *ただし、下請中小企業振興法「振興基準」の改正に伴い以下(1)~(3)の内容は、おおむね3年 以内を目途として、可能な限り速やかに実施することとされています。

下請代金の支払手段に係るポイント

- (1) 下請代金の支払は可能な限り現金で行うこと。
- (2) 手形等により下請代金を支払う場合は、手形等の現金化に係る割引料等を下請事業者に負担させることがないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定すること。また、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストを検討できるよう、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すること。
- (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。

P13 下請代金の支払手段について 参照

【その他】

- ① 製品の納入日について確実に納入できる日程を設定し、書面に記載する。
- ② 受入検収基準や限度見本について、受注者と発注者の双方の品質管理担当が直接協議し、決定する。
- ③ 従業員派遣の条件についてあらかじめ確認し、受注者の専門的な知識・技術を必要としない作業は可能な限り受託しない。
- ④ 派遣に必要な費用は発注者が負担する旨をあらかじめ契約書などの書面に記載する。
- ⑤ 発注者による取引と関係のない商品の購入や利用を原則要請しない旨をあらかじめ契約書などの書面に記載する。

VIII. 自社の取引状況を点検

自社の取引環境を、受注者側と発注者側の双方から点検することが重要です。進め方として、① 労働組合が担当者や担当部署の組合員を通じて点検する場合、②労働組合が会社へ要請して担当者 や担当部署を点検してもらう場合、③労使で委員会を立ち上げて点検していく場合など、進め方は 様々ですが、浮き彫りになった取引課題を労使で計画的に改善していくプロセスがとても重要です。

チェックシートを活用して、受注者側の置かれている取引環境の現状把握と、改善の必要性を認識すること。一方、発注者側として法令違反や法令違反となるおそれがある取引環境が存在しないかを点検し、双方の課題について具体的な改善を進めていかなければなりません。

まずは、このチェックシートを活用して、取引環境の実態と課題を把握しましょう。

1. 合理的な説明のない価格低減要請

項目	A. 受注者側チェックポイント	
а	発注者の事情のみをもって、価格の引き下げが 要請されていませんか?	
b	不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な価 格低減か要求されていませんか?	
С	品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格が引き下げられていませんか?	
d	現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者 による協力がないにもかかわらず、受注者の努力に よるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させ られていませんか?	

B. 発注者側チェックポイント	
発注者の事情のみをもって、価格の引き下げを	
要請していませんか?	
不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な	
価格低減か要求していませんか?	
品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引	
価格を引き下げていませんか?	
現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注	
者による協力がないにもかかわらず、受注者の努	
力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反	Ш
映させていませんか?	

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への反映

項目	A.受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
а	自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格が据え置かれていませんか?	自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の 転嫁を発注者に求めたられにもかかわらず、取引 価格を据え置いていませんか?	
	原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けられていませんか?	原材料などについて自社調達する受注者が、市況 価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めらたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー 支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか?	

3. 型の無償での保管・管理

項目	A. 受注者側チェックポイント	
а	長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管理	
а	させられていませんか?	_
b	当初想定していない、保管に伴うメンテナンスなど	
D	を無償でさせられていませんか?	-
	発注者は、型の廃棄申請に応諾していますか?ま	
С	た、明確な返答を受け取っていますか?発注者が応	
	諾した場合、破棄費用は支払われていますか?	

B. 発注者側チェックポイント	
長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管	
理させていませんか?	
当初想定していない、保管に伴うメンテナンスな	
どを無償でさせていませんか?	
受注者の型の廃棄申請に応諾していない。応諾し	
た場合、破棄費用を支払っていない。	Ш

4. 量産品と同じ単価での補給品販売の要請

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
а	量産終了後に補給品として発注されたにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定されていません □か?	量産終了後に補給品として発注されたにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定をしていませんか?	
b	補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、発注者側の一方的な単価設定ルールによる □契約がなされていませんか?	補給品生産における製品ごとの工程、工数などを 考慮せず、発注者側の一方的な単価設定ルールに よる契約をしていませんか?	
С	補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書面 が発注者から交付されていますか?	補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書 面を交付していない。	

5. 大量発注を前提とした単価設定

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
	当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、	当初の大量発注を前提とした見積り時の数量か	
а	発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の [ら、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積	
	単価で発注されていませんか?	り時の単価で発注していませんか?	
b	見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者 の都合で少ないロットが発注されていませんか?	見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注 者の都合で少ないロットが発注していませんか?	

6. 合理的な理由のない指値発注

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
а	発注者の事情のみをもって指値発注を要請されてい ませんか?	発注者の事情のみをもって指値発注を要請してい ませんか?	
b	受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し 単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもか 「かわらず単価が据え置かれていませんか?	受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応 し単価引き下げに協力した後、状況が改善したに もかかわらず単価を据え置いていませんか?	
С	単価があいまいなまま発注され、製品納入後、見積 価格を大幅に下回る取引価格が定められていません か?	単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積 価格を大幅に下回る取引価格を定めていません か?	
d	厳しい短納期で発注され、受注者に発生する費用増 を考慮せずに、取引価格が定められていませんか?	厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増 を考慮せずに、取引価格を定めていませんか?	
е	給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮されずに、取引価 「格が定められていませんか?	給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか?	

P11 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形 参照

7. 発注者が負担すべきコストの受注者負担

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント
а	発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更 し、製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来 □ と同様の下請代金で納入していませんか?	発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、製品の運賃負担が増したにもかかわらず、 口 従来と同様の下請代金で納入させていませんか?
1	発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断されていませんか?また、その際にそ ロの費用を負担していませんか?	発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していませんか?また、その際にその費用を □ 受注者に負担させていませんか?

8. 割引困難な長期手形の交付

項目	A. 受注者側チェックポイント		B. 発注者側チェックポイント	
	手形サイトが120日を超える長期手形(繊維業の場合		手形サイトが120日を超える長期手形(繊維業の場	
а	は90日を超える長期手形)で下請代金の支払いを受		合は90日を超える長期手形)で下請代金の支払いを	
	けていませんか?		していませんか?	
L .	金融機関から割引を受けられない手形を発注者から		金融機関から割引を受けられない手形を交付して	
b	交付されていませんか?		いませんか?	
С	手形の現金化にかかる割引料などのコストを受注者		手形の現金化にかかる割引料などのコストを受注	
	側で負担していませんか?	Ц	者側に負担させていませんか?	

9. 製品の図面などの技術情報の無償提供

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
а	発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報 の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納 入にあわせて、製品の図面などの技術情報を無償で 提供するよう、発注者から要請されていませんか?	発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて製品の図面などの技術情報を無償で提供するよう、受注者に要請していませんか?	
b	無償で提供した製品の図面などの技術情報を転用して、発注者が、別の見積り額の安い業者に発注されていませんか?	無償で提供した製品の図面などの技術情報を転用 して、別の見積り額の安い業者に発注していませ んか?	
С	無償で提供した製品の図面などの技術情報のデータ を用いて、発注者が、特許申請をされていません か?	無償で提供した製品の図面などの技術情報のデータを用いて、特許申請をしていませんか?	

10. 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担

項目	A. 受注者側チェックポイント		B. 発注者側チェックポイント	
	当初の発注から設計や仕様が変更され、追加の作業		当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業	
	や当初の納期に間に合わせるための人件費増加など		や当初の納期に間に合わせるための人件費増加な	
a	が生じたにもかかわらず、追加費用を受注者が負担		どが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に	
	していませんか?		負担させていませんか?	
	当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわら		当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわら	
h	ず、作り直しに相当するような仕様変更が指示さ		ず、作り直しに相当するような仕様変更を指示	
b	れ、当初の発注内容で製造された仕掛り品の受領を	Ш	し、当初の発注内容で製造された仕掛り品の受領	Ш
	拒否されていませんか?		を拒否していませんか?	

11. 発注者の都合による受領拒否

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
а	発注者の受け入れ態勢か整わないことを理由に、納期どおり持ち込んだ商品を持ち帰るよう要求されたり、納期より遅く納品するよう指示されていませんか?	受け入れ態勢か整わないことを理由に、受注者が 納期どおり持ち込んだ商品を持ち帰るよう要求したり、納期より遅く納品するよう指示していませんか?	
b	他の事業者には販売できないプライベートブランド 商品が返品されていませんか?	他の事業者には販売できないプライベートブラン ド商品を返品していませんか?	
С	発注者による月末や期末の在庫調整のため、一旦納 品を断られたり、返品されていませんか?	月末や期末の在庫調整のため、受注者に一旦納品 を断ったり、返品していませんか?	
d	単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返 品されていませんか?	単に取引先から返品されたことを理由に、受注者 に返品していませんか?	

12. 従業員派遣や自社商品購入の強要

項目	A. 受注者側チェックポイント	B. 発注者側チェックポイント	
1	派遣費用を負担することなく、自社の従業員を発注 者側に派遣させ、発注者の利益にしかならない業務 を受託していませんか?	派遣費用を負担することなく、受注者側の従業員 を派遣させ、自社の利益にしかならない業務を受 託させていませんか?	
b	取引に影響力のある発注者側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていませんか?	取引に影響力のある発注者側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか?	

13. 下請取引の適正化 (経産大臣・公取委員長の要請事項)

項目	A. 受注者側チェックポイント		B. 発注者側チェックポイント	
	資金繰りについて、発注者が下請代金を早期にかつ		受注者の資金繰りについて、下請代金を早期にか	
а	可能な限り現金で支払わず、資金繰りに支障を来し		つ可能な限り現金で支払い、受注者の資金繰りに	
	ていませんか?		支障を来さないようにしていますか?	
b			手形サイトは、将来的に60日以内とするよう努め	
	_	Ш	ていますか?	
	発注者の長時間労働の削減等の取組が、適正なコス		長時間労働の削減等の取組が、受注者に対する適	
C	ト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員		正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様	
	派遣の要請などの「しわ寄せ」により、働き方改革	ш	変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」によ	
	の妨げとなっていませんか?		り、受注者の働き方改革の妨げていませんか?	
	発注者から災害等の発生を理由として、一方的に負		災害等の発生を理由として、受注者へ一方的に負	
d	担を押しつけられ、経営状況に悪影響を与えられて		担を押しつけ、経営基盤の弱い受注者に悪影響を	
	いませんか?		与えていませんか?	
е	消費税率10%後の減額や買いたたき等による消費税		消費税率10%後の減額や買いたたき等による消費	
6	の転嫁拒否等の行為をされていませんか?		税の転嫁拒否等の行為をしていませんか?	
			調達担当者のみならず役員等の責任者まで、下請	
f	_		法の周知徹底を図り、現場責任者には調達担当者	
			の指導及び監督に当たらせること。	

IX. 自社の対応策

前記のチェックシートを活用して、受注者側として置かれている取引環境の現状把握と、改善の必要性を認識するとともに、発注者側として法令違反や法令違反のおそれがある取引条件の存在を点検が終了しました。確認された双方の課題は、具体的な改善を進めていかなければなりません。ここでは、チェックシートのチェック項目の対応策例を記載しています。あくまでも例ですので、自社の置かれている状況を踏まえ、補強修正して活用しましょう。「下請ガイドライン」の望ましい取引事例(ベストプラクティス)も参考に、取引環境の改善に反映して下さい。

下請ガイドラインとは

国では業界団体や有識者の協力で<u>「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」</u>(以下「下請ガイドライン」という)を策定しています。下請ガイドラインには、望ましい取引事例(ベストプラクティス)や、下請法などで問顆となり得る取引事例など記載されています。

2022 年 5 月時点で、(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)電気・情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告業、(8)建設業、(9)建材・住宅設備産業、(10)トラック運送業、(11)放送コンテンツ、(12)金属産業、(13)化学産業、(14)紙・紙加工業、(15)印刷業、(16)アニメーション制作業、(17)食品製造業、(18)水産物・水産加工品、(19)養殖業の19業種で策定しています。

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

Q 検索

受注者側の対応策例

1. 合理的な説明のない価格低減要請

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、製品単価見直しは協議の上決定する。	買いたたき
b	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、製品単価見直しは協議の上決定する。一時的な単価引き下げに対応する際は、復元するルール・基準を記載する。	買いたたき
С	製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を説明し、必要に応じて原材料や部品の市場価格、加工比率など合理的なデータや根拠を示す。	買いたたき
d	発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直しなど)によるコストダウン効果は、双方の寄与度によって価格に反映させるルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)する。	買いたたき

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への反映

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、 あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇は、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。	買いたたき
b	原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、 あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。	買いたたき

3. 型の無償での保管・管理

項目	A.受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
2		不当な経済上の利益 の提供要請
b	発注者の事情により型の保管を求めている場合には、発注者に必要な費用負担を要請する。	不当な経済上の利益 の提供要請
		不当な経済上の利益 の提供要請

4. 量産品と同じ単価での補給品販売の要請

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
a	量産終了後、発注者は速やかに量産終了の旨を文書で受注者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて十分協議し、明確に書面に定める。	買いたたき
b	補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。	買いたたき
С	量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定める。	買いたたき

5. 大量発注を前提とした単価設定

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	単価の設定時に納入見込み数量を明確にし、実際の発注数量が当初の見込みより一定以上変動した場合は、単価を再設定することを見積書に明記するなど、あらかじめ取り決める。	買いたたき
b	発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数毎の価格を取り決める。 見積書の数量と異なる数量を発注する場合は、その都度単価を再設定するよう、再見積りを行う。	買いたたき

6. 合理的な理由のない指値発注

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
l a	発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を説明し、必要に応じて原材料や部品の市場価格、加工比率など合理的なデータや根拠を示す。	買いたたき
l b	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)する。また、製品単価見直しは協議の上決定する。一時的な単価引き下げに対応する際は、復元するルール・基準を記載する。	買いたたき
С	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、単価設定があいまいな状態での納品は見積書の金額とする旨記載する。その他製品単価見直しは協議の上決定する。	買いたたき
d	発注者の都合による設計・仕様・納期などの変更が生じた場合、材料費、人件費などの追加費用を発注者が負担する旨を見積書・契約書に記載する。	買いたたき
е	知的財産である図面・ノウハウの提供について、提供費や第三者への開示可否をあらかじめ決定し、契約書に明記する。著作権のある図面にタイムスタンプを押印し、最初に図面を作った受注者に使用権限があることを証明する。	買いたたき 不当な経済上の利益 の提供要請

P11 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形 参照

7. 発注者が負担すべきコストの受注者負担

	TO THE SECTION OF THE	
項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
l a	発注者の都合による納品量・運搬形態などの条件変更が生じた場合、追加費用を発注者が負担する旨を見積書・契約書に記載する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し
b	発注者の都合による納品量・運搬形態などの条件変更が生じた場合、追加費用を発注者が負担する旨を見積書・契約書に記載する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し

8. 割引困難な長期手形の交付

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	下請法で定める入金起点は「納品日」であることを説明し、検収に関係なく納品後の 60日以内に現金支払いを要請する。	下請代金の支払遅延
I h	手形による支払いについて、手形のサイトは繊維業90日以内、その他の業種は120日以内がルールであることを	
	発注者に伝え、段階的に60日以内とするよう協議する。	の提供要請
С		不当な経済上の利益
	手形の現金化にかかる割引料などのコスト負担を勘案した取引価格を、発注者と受注者の間で十分協議する。	の提供要請

9. 製品の図面などの技術情報の無償提供

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	知的財産である図面・ノウハウの提供について、提供費や第三者への開示可否をあらかじめ決定し、契約書に明	- N. J. (1773 hr. 1 - 1711 V
b	記する。著作権のある図面にタイムスタンプを押印し、最初に図面を作った受注者に使用権限があることを証明	不当な経済上の利益 の提供要請
С	する。	- JACV (SA HI)

10. 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	発注者の都合による設計・仕様・納期などの変更が生じた場合、材料費、人件費などの追加費用を発注者が負担する旨を見積書・契約書に記載する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し
b	発注者の都合による設計・仕様・納期などの変更が生じた場合、仕掛り品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの発生した費用は発注者が全額負担を要請する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し

11. 発注者の都合による受領拒否

項目	A. 受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
a	製品の納入日について、発注者と受注者の間であらかじめ設定し、書面に明記する。また、発注者の都合であらかじめ定めた納品日に製品を受領できない場合、保管費用などのコストを発注者に負担させる。	受領拒否
b	返品に関するルールを書面化して、合理的な理由がない場合は返品を受け付けない。または、必要な経費を負担 させる。	返品
_	製品の納入日について、発注者と受注者の間であらかじめ設定し、書面に明記する。また、発注者の都合であらかじめ定めた納品日に製品を受領できない場合、保管費用などのコストを発注者に負担させる。	受領拒否
d	返品に関するルールを書面化して、合理的な理由がない場合は返品を受け付けない。または、必要な経費を負担させる。	返品

12. 従業員派遣や自社商品購入の強要

項目	A.受注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
	従業員派遣の条件について、専門的な知識・技術を必要としない作業は可能な限り受託しない。派遣に必要な費 用は発注者が負担する旨をあらかじめ契約書などの書面に記載する。	不当な経済上の利益 の提供要請
b	発注者による取引と関係のない商品の購入や利用を原則要請しない旨を、あらかじめ契約書などの書面に記載する。	購入・利用強制

13. 下請取引の適正化 (経産大臣・公取委員長の要請事項)

項目	A.受注者側の対応策例
а	下請法で定める入金起点は「納品日」であることを説明し、検収に関係なく納品後の 60日以内に現金支払いを 要請する。
b	_
C	発注者の働き方改革による「しわ寄せ」は、適正なコスト負担と働き方改革の取り組みへの配慮を協議し書面に 記載する。
d	発注者から災害等の発生を理由として、一方的に負担を押しつけられることのなきよう、災害時の協力・支援関係を協議し、書面に記載する。
е	消費税率引き上げによる取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、 あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
f	-

発注者側の対応策例

1. 合理的な説明のない価格低減要請

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
_	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、製品単価見直しは協議の上決定する。 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。	買いたたき
h	製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、製品単価見直しは協議の上決定する。一時的な単価引き下げに対応する際は、復元するルール・基準を記載する。	買いたたき
С	製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を確認した上で、社内の予算承認を得る。	買いたたき
l d	発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直しなど)によるコストダウン効果は、双方の寄与度によって価格に 反映させるルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)する。	買いたたき

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への反映

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
	原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇は、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。	買いたたき
b	原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、 あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。	買いたたき

3. 型の無償での保管・管理

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。 発注者の事情により受注者に型の保管を求めている場合には、発注者が必要な費用を負担する。	不当な経済上の利益 の提供要請
b	発注者の事情により受注者に型の保管を求めている場合には、発注者が必要な費用を負担する。	不当な経済上の利益 の提供要請
С	発注者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。 発注者の事情により受注者に型の保管を求めている場合には、発注者が必要な費用を負担する。	不当な経済上の利益 の提供要請

4. 量産品と同じ単価での補給品販売の要請

•		
項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	量産終了後、発注者は速やかに量産終了の旨を文書で受注者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて十分協議し、明確に書面に定める。	買いたたき
b	補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。	買いたたき
С	量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定める。	買いたたき

5. 大量発注を前提とした単価設定

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	単価の設定時に納入見込み数量を明確にし、実際の発注数量が当初の見込みより一定以上変動した場合は、単価を再設定することを見積書に明記するなど、あらかじめ取り決める。	買いたたき
b	発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数毎の価格を取り決める。 見積書の数量と異なる数量を発注する場合は、その都度単価を再設定するよう、再見積りを行う。	買いたたき

6. 合理的な理由のない指値発注

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
	発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量な	買いたたき
а	ど)を確認した上で、社内の予算承認を得る。	貝いたださ
b	急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を 行った後、状況が改善した場合には	買いたたき
D	単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。	貝いたたさ
С	社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの 根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反	買いたたき
	映したものであることを 確認した上で、社内の予算承認を得る。	貝いたとき
d	発注者の都合による設計・仕様・納期などの変更が生じた場合、材料費、人件費などの追加費用を発注者が負担す	買いたたき
u	る旨を見積書・契約書に記載する。	貝いたと
е	知的財産である図面・ノウハウの提供について、提供費や第三者への開示可否をあらかじめ決定し、契約書に明記	不当な経済上の利益
	する。	の提供要請

P11 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形 参照

7. 発注者が負担すべきコストの受注者負担

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
la	委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し
b	■るをえなくなった場合には、受注者が生産準備に必要とした費用を発注者が負担する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し

8. 割引困難な長期手形の交付

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
а	下請代金は、給付の受領日から60日以内に現金で支払う。	下請代金の支払遅延
h		不当な経済上の利益 の提供要請
		不当な経済上の利益 の提供要請

9. 製品の図面などの技術情報の無償提供

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
a b	図面などの技術情報の管理のための取組を徹底する。(取引先との機密保持契約、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約などの締結、など)	不当な経済上の利益 の提供要請
C	図面などの技術情報を提供させたい場合、別途対価を支払って買い取るか、あらかじめ発注内容に図面などの技 術情報の提供を含むことを明らかにし、適切な対価を設定する。	不当な経済上の利益 の提供要請

10. 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
1 ~	発注者の都合により、設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛り品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの 受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。	不当な給付内容の変更 及びやり直し
Ι.	定注句に完全した負用を先注句が主領負担する。 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。	

11. 発注者の都合による受領拒否

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為
l a	製品の納入日について、発注者と受注者の間であらかじめ設定し、書面に明記する。また、発注者の都合であらかじめ定めた納品日に製品を受領できない場合、保管費用などのコストを発注者が負担する。	受領拒否
b	返品に関するルールを双方で協議し書面化する。合理的な理由がない場合は必要経費を負担する。	返品
	製品の納入日について、発注者と受注者の間であらかじめ設定し、書面に明記する。また、発注者の都合であら かじめ定めた納品日に製品を受領できない場合、保管費用などのコストを発注者が負担する。	受領拒否
d	返品に関するルールを双方で協議し書面化する。合理的な理由がない場合は必要経費を負担する。	返品

12. 従業員派遣や自社商品購入の強要

項目	B. 発注者側の対応策例	該当する恐れがある禁止行為	
а	受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣 に必要な費用を負担する。受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合に は、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。	不当な経済上の利益の提供要請	
b	受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・ 利用の要請は控える。 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。	購入・利用強制	

13. **下請取引の適正化** (経産大臣・公取委員長の要請事項)

項目	B. 発注者側の対応策例				
а	下請代金は、給付の受領日から60日以内に現金で支払う。				
b	手形による支払いについて、手形サイトは段階的に60日以内とするよう努める。				
С	長時間労働の削減等の取組が、受注者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派 遣の要請などの「しわ寄せ」にならないよう担当者・担当部署に徹底する。また、受注者の働き方改革にも配慮す るよう努める。				
d	災害等の発生を理由として、一方的に負担を押しつけないよう災害時の協力·支援関係を協議し、書面に記載する。				
е	消費税率引き上げによる取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、 あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。				
f	発注者の責任として、調達担当者のみならず役員等の責任者まで、下請法の周知徹底を図り、現場責任者には調 達担当者の指導及び監督に当たらせる。				

X.取引環境の改善に向けた取り組み

JAMは、優れた技術や技能よって作り出される製品やサービスが、その価値にふさわしい価格で売買される取引慣行の実現に向けて、政策テーマとして「価値を認めあう社会へ」の取り組みを展開してきました。

2022年の取り組みでは、192組合が会社へ要請行動を行い、そのうち50の企業が取引先へ価格の見直し等の要請を行っています。取引先への要請と交渉によって23企業で取引条件の見直しが実現されました。

現在、私たち労働組合のみならず、経済産業省や中小企業庁、公正取引委員会など官公庁をはじめ、経済団体や業界団体を挙げて、企業間取引における発注者側と受注者側の取引条件・環境の改善に取り組んでいます。この取り組みは、受注者側の利益を保護し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

取引環境の改善に取り組んでいただくために、受発注側双方の立場のチェックシートと対応策例を活用した要請用ひな型を用意しました。「価値を認めあう社会へ」の取り組み支援器材ではありますが、自社の置かれている取引環境は、自ら行動しなければ変わりません。「参加と行動」で社会を変える。JAM加盟の労使の方々のご理解とご協力をお願いします。

A 企業向けの要請趣意書例

年 月 日

企業代表者 〇〇〇〇 様



「価値を認めあう社会へ」の取り組みの要請

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また日頃より JAMの諸活動に対しまして、ご理解 とご高配を賜り厚く感謝いたします。

JAMは、公正な取引慣行の実現をめざして運動を推進して参りました。2017 年からは、優れた技術や技能によって生み出される製品やサービスが、その価値にふさわしい価格で売買される社会の実現をめざした「価値を認めあう社会へ」を、春季生活闘争の政策・制度要求の取り組みとして行なってきました。

政府も、働き方改革の推進や最低賃金の上昇に伴うコストアップが、下請中小事業者へ一方的なしわ寄せにならぬよう、2021年9月に「価格交渉促進月間」、2021年11月には「しわよせ防止キャンペーン月間」を設定するなど、これまで以上に力を入れて業界や経済界に周知活動を展開してきました。2020年にスタートした「パートナーシップ構築宣言」は、取引先との共存共栄の関係を築くことをめざして、12月時点で約4,400社の登録状況となっています。

「価値を認めあう社会へ」の取り組みは6年目を迎えますが、本年度は192組合が会社へ要請、そのうち98社が「取引先へ価格改定要請」を実施、23社で「取引条件の見直し」に成果が得られました。

現況は、コロナ禍における事業活動の制約に加え、エネルギーコストや原材料費、輸送費の高騰が発生しており、価格転嫁が実現できなくては「製品」や「労働」の価値が毀損されかねません。

つきましては、労使が一体となって企業の収益改善への取り組みを展開し、製品価格決定方法の見直しや 取引環境の改善に向けて、取引先への要請および価格交渉を実施など、「価値を認めあう社会へ」の取り組 みに、特段のご高配を賜りますようにお願いいたします。

謹白

- 1. 公正な取引環境の実現に向けて「価値を認めあう社会へ」の取り組みに、理解と協力を要請いたします。
- 2. 「法令違反となる可能性がある取引条件」の有無を点検すること。
- 3. 自社の業種に該当する「下請けガイドライン」と「自主行動計画の策定」の内容について、インターネット等で確認すること。

「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画 Q 検索 下請適正取引等の推進のためのガイドライン Q 検索

- 4. 自社の取引環境を、受注者側と発注者側の双方の視点から点検すること。
- 5. 取引環境の課題について、改善策・対応策の検討すること。
- 6. 労働組合と情報(取引環境の課題、対応策、進捗状況など)を共有すべく、労使協議会などで協議すること。

※対応マニュアルを利用して、具体的な要請事項を検討して下さい。

- 例) ①原価管理の徹底による価格の見直し
 - ②作業工程の見直しによるコスト削減の取り組み
 - ③下請法の理解と社内周知の徹底

など

記

【受注者側としての要請事項】 ※記入例を紹介しています

- 1. 発注者からの合理的な説明のない価格低減要請は、下請法の「買いたたき」に該当する 恐れがあり、製品単価算出ルールを書面化(議事録・見積書・契約書等)し、製品単価見直し は協議により決定すること。 (チェックシート 1.-A.-a⇒対応策例 1.-A.-a)
- 2. 発注者への労務費、原材料価格、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への申入れが 据え置かれたことは、下請法の「買いたたき」に該当する恐れがあり、原材料価格、エネル ギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド 制など)について、発注者と十分協議した上で決定すること。

(チェックシート 2.-A.-a⇒対応策例 2.-A.-a)

【発注者側としての要請事項】 ※記入例を紹介しています

1. 受注者へ長期間使用されない型を、無償で保管・管理させることは、"下請法の「経済上の利益の提供要請」に該当する恐れがあるため、金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定めること。また、発注者の事情により受注者に型の保管を求めている場合には、発注者が必要な費用を負担する。

(チェックシート 3.-B.-a⇒対応策例 3.-B.-a)

- 3. 災害等の発生を理由として、受注者へ一方的に負担を押しつけ悪影響を与えないよう、災害時の協力・支援関係を協議し、書面に記載する。

(チェックシート 13.-B.-d⇒対応策例 13.-B.-d)

C 会社実践型の要請例

記

- 1. 公正な取引環境の実現に向けて、JAM全体で展開しています「価値を認めあう社会へ」の取り組みに、理解と協力を要請いたします。
- 2. 2022 年度 価値を認めあう社会へ・対応マニュアルの「IV. 法令違反となる可能性がある取引条件の点検」を参照し点検すること。
- 3. 自社の業種に該当する「VI. 下請けガイドラインと自主行動計画の策定」の内容について、インターネット等で確認すること。

「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画 Q 検索 下請適正取引等の推進のためのガイドライン Q 検索

- 4. 自社の取引環境を「WIII. 自社の取引状況を点検」のチェックシートを活用し、受注者側と発注者側の双方の視点から点検すること。
- 5. 浮き彫りになった取引環境の課題について「IX. 自社の対応策」と「下請ガイドライン」のベストプラクティス等を改善策・対応策の検討すること。
- 6. 具体的な取り組みに当たっては、労働組合と情報(取引環境の課題、対応策、進捗状況など)を共有し、労使協議会ほかで協議すること。

D 労使実践型の要請例

記

- 1. 公正な取引環境の実現に向けて、JAM全体で展開しています「価値を認めあう社会へ」の取り組みに、理解と協力を要請いたします。
- 2. 2022 年度 価値を認めあう社会へ・対応マニュアルの実践に当たっては、労使で「価値を認めあう社会推進委員会」(仮称)を設置すること。
- 3. 具体的な取り組みに当たっては、「価値を認めあう社会推進委員会」(仮称)が担うこととするものの、労使で情報(取引環境の課題、対応策、進捗状況など)を共有し、必要に応じて労使協議会ほかで協議すること。

中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、2021 年 9 月を「価格交渉促進月間」に設定しました。

これに伴い、発注側企業と受注側企業との価格交渉を促進するため、経済産業大臣と 経済団体の代表、各業界の主要企業の経営者等が一堂に会するキックオフイベントを開催しました。

その後アンケート等によるフォローアップ調査によって中小企業から価格交渉が頻繁に行われている時期として、9月に次いで回答が多かった3月についても、「価格交渉促進月間」が設定されることとなりました。

価格交渉月間

Q 検索

2021 年度版 価格交渉現場応援ペーパー









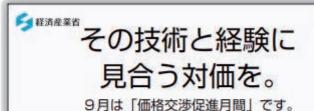


9月は「価格交渉促進月間」です!

- 経済産業省 中小企業庁
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所

は、受注側企業からの価格交渉の申入れに 発注側企業が積極的に応じるよう、強力に要請しています。

適正価格での取引、サプライチェーン全体での共存共栄の実現に向け、取引先企業との価格交渉に積極的に応じるよう 御協力いただければ幸いです。





適正取引講習会 2021 オンライン講習会

参加 無料

価格交渉サポート

発注側企業と価格交渉を行って労務費や原材料費上昇分の転嫁を進めたいが、 その方法がわからないという受注側企業向けに、価格交渉力を強化するためのノウハウや 方法を知っていただくための講習会を開催いたします。

お申し込みは「適正取引支援サイト」から https://tekitorisupport.go.jp/

価格交渉・下請法を 基礎から学べる動画も公開中

下請法

下請代金支払遅延等防止法(下請法)の遵守に向け、 事例を中心に解説し、より実践に関した下請取引に関する 講習金を開催いたします。







1. パートナーシップ構築宣言とは

「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組みです。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT 実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等)」「振興基準の遵守」に重点的に取り組むことを宣言します。



2. 宣言を行った企業に対する支援

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用可能となり、ロゴマークを名刺などに記載することで、取り組みをPRすることができます。 また、経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることができます。 今後も宣言企業へのメリットを順次追加していきます。



- ※「宣言」の取組を実践することで、「SDGs」に 掲げる5つの目標に取り組んでいることになります。
 - 3.すべての人に健康と福祉を
 - 8.働きがいも経済成長も
 - 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
 - 10.人や国の不平等をなくそう
 - 17.パートナーシップで目標を達成しよう











加点措置を設けている補助金

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

(一般型、グローバル展開型)

➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資 等を支援。

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

(企業間連携型、サプライチェーン型)

- ⇒複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上に資する生産プロセスの改善等を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組等を行う事業者を支援。
- ③先進的省エネルギー投資促進支援事業
- ➡省エネルギー設備に入れ替える企業(大企業を含む)を支援。

④産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

➡高効率ヒートポンプを新設または増設する企業(大企業を含む)を支援。

パートナーシップ構築宣言







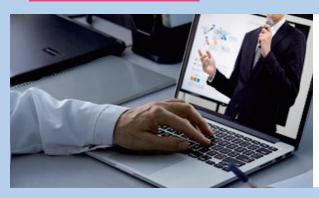
基礎から学ぶ



eラーニングガイド

適正取引講習会 e ラーニングは、パソコンに慣れてない方でも使いやすい e ラーニングシステムです。インターネット環境があれば、いつでもどこでも下請取引の適正化、下請取引条件の改善等について学ぶことができます。

実践的に学ぶ



オンライン講習会・シンポジウム

親事業者と下請事業者の適正な価格取引を推進するため、親事業者の購買・調達担当者及び下請事業者の経営者等を対象としたオンライン講習会・シンポジウムを開催します。

適正取引支援サイト

○ 検索



2022年5月27日 対応マニュアル 改訂版

ものづくり産業労働組合 J A M 〒105-0014 東京都港区芝 2-20-12 友愛会館 http://www.jam-union.or.jp